平成24事務年度監督方針のポイント

監督方針とは

金融庁においては、毎年、事務年度(7月1日から翌年の6月30日まで)当初に、<u>監督に当たっての重点事項を明確化するため、金融機関向け</u>に監督方針を策定し、公表している。

24事務年度監督方針の主な内容

本事務年度は、<u>中小企業金融円滑化法の最終延長の一年</u>であることを踏まえ、中小企業の真の意味での経営改善につながる支援(「出口戦略」)を強力に推し進める観点から、金融機関に、金融の円滑化に関する多様な取組みを促していく姿勢を強調。また、昨今の欧州債務危機等に伴うリスク管理態勢の強化、市場変動の影響を受けやすい投資信託等に関する顧客対応の充実、インサイダー取引・年金基金・LIBOR問題・為替デリバなど昨今の金融業界を巡る諸問題への適切な対応も、記述を充実。(東日本大震災の被災地へのきめ細かな対応も、引き続き強調。)

【本事務年度強調した主な事項】

- ① 円滑な金融仲介機能の発揮
 - 〇 中小企業向け融資等
 - → 他の金融機関、外部機関(企業再生支援機構、中小企業再生支援協議会等)との連携の重要性を確認
 - → <u>実抜計画の策定状況、事業再生の</u> 取組み状況等の確認
 - → エクイティファンド等による起業等へ の支援
 - → **資本性借入金·ABL等**の多様な金 融手法の活用
 - 〇 住宅ローン
 - → 金利減免に対する対応状況の確認

- ② リスク管理と金融システムの安定
 - マクロ・プルーデンスの視点に基づく監督
 - → <u>欧州の政府債務問題、米中等の経済・金</u> 融動向
 - → 欧州の政府債務問題を踏まえた**長期金利** 上昇リスクへの対応
 - → 危機の深刻化に備えた外貨**流動性管理**
- 収益力強化の取組みを支えるリスク管理態 勢の充実
 - → 他業態の子会社、信託兼営の不動産部門 なども含めた、グループ全体でのリスク管理 態勢強化

- ③ 顧客保護と利用者利便の向上
 - インサイダー取引・年金基金・LIBOR問題 等、金融業界を巡る問題への適切な対応
 - 顧客へのきめ細かな対応の強化
 - → 為替相場の動向等を背景とした<u>為替デリ</u> バに対する適切な顧客対応の徹底
 - → 市場変動の影響を受けやすい、<u>投資信託</u> 等に関するきめ細かな顧客対応
 - → <u>年金基金</u>等の法人顧客<u>への状況も確認</u>
 - 〇 業務の継続性の実効性確保
 - → <u>システムの継続的な点検、業務継続計画</u> の実効性確保

【引き続き取り組む主な事項】

- ① 監督行政の取組姿勢等
- → ベター・レギュレーション(官民ラウンドテーブルの活用等)
- → オンサイト・オフサイト一体的なモニタリングの推進

- ② 円滑な金融仲介機能の発揮
- → 東日本大震災の被災地への対応
- → 消費者金融への積極的な参加

- ③ 顧客保護と利用者利便の向上
- → 相談・苦情処理態勢の充実(ADR等)
- → 金融機能の不正利用の防止

等